

旅館業（簡易宿所）の施設基準と衛生措置基準等について

「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいいます。 【旅館業法第2条】

1 営業許可の制限（設置場所に関するもの）

【法第3条、福岡市旅館業法施行条例第7条、福岡市旅館業法施行細則第11条】

以下の場合には営業許可を与えない場合があります。

- ・施設の設置場所が公衆衛生上不相当であると認められるとき。
- ・施設の設置場所が、学校（大学を除く）、児童福祉施設及び社会教育施設等（※）の周囲おおむね100mの区域内にあり、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

（※）青年の家、公民館、図書館、博物館、児童公園、国・地方公共団体が運営する運動施設、市民センター、専修学校等が該当

2 施設基準（構造・設備基準）、衛生措置基準

区分	構造・設備基準 【根拠法令：旅館業法施行令第1条、市条例第4条】	衛生措置基準 【根拠法令：市条例第8条】
施設全般	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は、玄関、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であり、かつ、住居その他の施設と明確に区画され、これらが混在していない構造であること。ただし、住居その他の施設との混在に関し規則で定める要件を満たす施設については、この限りでない。 【規則で定める要件】 ・旅館業の営業の許可を受けようとする者が施設を営業の用に供するための権原を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の施設の内外は、定期的に清掃し、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。
玄関帳場	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な規模の玄関及び帳場を有すること。ただし、健全な営業形態及び宿泊者の安全の確保に関し規則で定める要件を満たすものについては、この限りでない。 【規則で定める要件】 ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 ・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。 <p>・玄関帳場は、宿泊者等の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。</p>	
客室	<p><一般事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室の延床面積は、33（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）㎡以上であること。 （注：延床面積は、内法（うちのり）による有効面積） ・他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。 ・採光のため、直接外気に接する箇所に適当な窓が設けられていること。 ・収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。 ・階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。 ・客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、地階に設けないこと。 	<p><寝具類の管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者に使用させるシーツ、カバー、寝衣等は、使用の都度、洗濯すること。 ・宿泊者に使用させる布団、枕等は、衛生的に管理すること。 ・客室の収容定員を遵守すること。
換気・照明等	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ直接外気に接する窓その他の開口部を開閉する等により換気及び採光を十分に行うこと。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯水は、飲料水を十分に供給すること。 ・常に清潔にすること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な数の便所を有すること。 ・便所には手洗い設備を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・蚊、はえその他の害虫の発生を防止すること。 ・清掃及び防臭剤等により臭気を除去することに努めること。 ・手洗設備は流水装置とし、常に清浄な水を十分に供給すること。 ・共用タオルは、備えないこと。
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水を衛生的で十分に供給できる設備を適切に配置すること。ただし、井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置（市長が必要と認める場合に限る。）を備え付けること。 ・雑用水（飲料水以外の水をいう。）を供給する設備を設ける場合は、誤飲を避けるための注意事項を当該設備の周囲の容易に見える場所に掲示すること。 	

<p style="text-align: center;">(入浴施設) 浴室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと思われる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 <p><浴室の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 浴室（脱衣室及び脱衣場を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造でないこと。 清潔で衛生上支障がないよう清掃が容易に行える構造であること。 原湯を貯留するための槽（以下「貯湯槽」という。）には、貯湯槽内の湯水の温度を、通常の使用状態において、摂氏 60 度以上に保つことができる加温装置が設けられていること。ただし、摂氏 60 度以上に保つことができないおそれがある場合にあっては、あわせて貯湯槽内の湯水を消毒するための設備が設けられていること。 原湯又は原水を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続されておらず、かつ、原湯又は原水を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 打たせ湯及びシャワーは、循環させている浴槽水を使用しない構造であること。 屋内の浴槽は、配管等を通じて、屋外の浴槽水が混入しない構造であること。 ろ過器は、十分なろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を輩出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器を通過する前の位置に集毛器を設けること。 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の位置に設置されていること。 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、空気取入口から土ほこりが入らないような構造であること。 浴槽から溢れた湯水は、浴用に供しない構造であること。ただし、やむを得ず浴用に供する場合にあっては、当該湯水を塩素系薬剤等で消毒できる設備が設けられていること。 	<p>①入浴者に、くし、タオル、かみそり等を貸与しないこと。ただし、未使用のもの又は洗浄及び消毒したもの（かみそりを除く。）にあっては、この限りでない。</p> <p>②使用する湯水は、常に清潔にして、下記の区分に応じて定められた水質基準に適合させること。ただし、温泉（温泉法第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。）等を利用するため当該水質基準に適合させることができない場合であって、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p><水質基準></p> <p>ア 原湯、原水及び上がり用湯水</p> <table border="1" data-bbox="1365 652 1921 934"> <tr><td>色度</td><td>5 度以下</td></tr> <tr><td>濁度</td><td>2 度以下</td></tr> <tr><td>pH</td><td>5.8～8.6</td></tr> <tr><td>全有機炭素</td><td>3 mg/L 以下</td></tr> <tr><td>KMnO⁴消費量</td><td>10mg/L 以下</td></tr> <tr><td>大腸菌</td><td>不検出</td></tr> <tr><td>レジオネラ属菌</td><td>10 CFU/100mL 未満</td></tr> </table> <p>イ 浴槽水</p> <table border="1" data-bbox="1365 964 1921 1172"> <tr><td>濁度</td><td>5 度以下</td></tr> <tr><td>全有機炭素</td><td>8 mg/L 以下</td></tr> <tr><td>KMnO⁴消費量</td><td>25mg/L 以下</td></tr> <tr><td>大腸菌</td><td>1 個/mL 以下</td></tr> <tr><td>レジオネラ属菌</td><td>10 CFU/100mL 未満</td></tr> </table> <p>ウ 飲用として使用する水道水以外の水（温泉水（飲用）を除く） 水道法第 4 条に規定する水質基準</p> <p>③浴槽は、1 日に 1 回以上（集毛器、消毒装置及びろ過器のいずれも備えた浴槽において浴槽水を循環させている場合にあっては、1 週間に 1 回以上）完全に換水し、清掃すること。ただし、客室の浴室の浴槽水は、宿泊者ごとに完全に換水し、清掃すること。</p>	色度	5 度以下	濁度	2 度以下	pH	5.8～8.6	全有機炭素	3 mg/L 以下	KMnO ⁴ 消費量	10mg/L 以下	大腸菌	不検出	レジオネラ属菌	10 CFU/100mL 未満	濁度	5 度以下	全有機炭素	8 mg/L 以下	KMnO ⁴ 消費量	25mg/L 以下	大腸菌	1 個/mL 以下	レジオネラ属菌	10 CFU/100mL 未満
	色度	5 度以下																								
濁度	2 度以下																									
pH	5.8～8.6																									
全有機炭素	3 mg/L 以下																									
KMnO ⁴ 消費量	10mg/L 以下																									
大腸菌	不検出																									
レジオネラ属菌	10 CFU/100mL 未満																									
濁度	5 度以下																									
全有機炭素	8 mg/L 以下																									
KMnO ⁴ 消費量	25mg/L 以下																									
大腸菌	1 個/mL 以下																									
レジオネラ属菌	10 CFU/100mL 未満																									
<table border="1" data-bbox="262 1172 1333 1513"> <thead> <tr> <th>共同用の浴室（「共同浴室」）</th> <th>客室に付属している浴室（「客室の浴室」）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適当な広さを有する脱衣室が付設されていること。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>循環させている浴槽水を使用する浴槽は、循環させている浴槽水を浴槽の底部に近い箇所で供給する構造であること。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>浴槽は、循環させている浴槽水を使用しない構造であること。</td> </tr> </tbody> </table>	共同用の浴室（「共同浴室」）	客室に付属している浴室（「客室の浴室」）	適当な広さを有する脱衣室が付設されていること。	-	循環させている浴槽水を使用する浴槽は、循環させている浴槽水を浴槽の底部に近い箇所で供給する構造であること。	-	-	浴槽は、循環させている浴槽水を使用しない構造であること。	<p>④浴槽水（客室の浴室に係るものを除く）は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。</p> <p>⑤浴槽水（客室の浴室に係るものを除く）の水質検査を 1 年に 1 回以上（24 時間以上完全に換水をしないうで浴槽水を循環させている場合にあっては、1 年に 2 回以上）行い、その成績書を 3 年間保存すること。</p> <p>⑥24 時間以上完全に換水をしないうで浴槽水を循環させている場合にあっては、浴槽水 1 リットル中 0.4 ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度又は 3 ミリグラム以上のモノクロアミン濃度を常に保つこと。ただし、これに代わる有効な方法で消毒する場合はこの限りでない。</p> <p>⑦浴槽水を循環させるために使用する設備は、定期的に清掃し、及び消毒するとともに、適切な維持管理を行うこと。</p> <p>⑧貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し、必要に応じ生物膜の除去を行うために清掃し、及び消毒すること。</p> <p>⑨貯湯槽内の湯水の温度は、摂氏 60 度以上に保つこと。ただし、摂氏 60 度以上に保つことができない場合にあっては、貯湯槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。</p> <p>⑩浴槽から溢れた湯水は、浴用に供しないこと。ただし、やむを得ず浴用に供する場合にあっては、当該湯水を循環させるための配管及び回収するための槽内を十分に清掃し、及び消毒するとともに、当該湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。</p> <p>⑪気泡発生装置等を設置した浴槽には、24 時間以上完全に換水をしないうで循環させている浴槽水を使用しないこと。</p> <p>⑫気泡発生装置等の空気取入口には、土ほこりが入らないようにすること。</p> <p>⑬打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。</p> <p>⑭循環させている浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤は浴槽水がろ過器内に入る直前に投入すること。</p> <p>⑮消毒装置の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>⑯のこくず、ぬか等を使用する入浴設備は、必要に応じこれらを新しいものと入れ替え、常に清潔にしておくこと。</p> <p>⑰脱衣室、脱衣場、浴室、便所その他入浴者が直接利用する施設は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。</p> <p>⑱貯湯槽内の湯水の温度及び⑥に規定する措置を講じる場合における遊離残留塩素濃度を 1 日に 2 回以上測定し、その記録を 3 年間保存すること。</p> <p>⑲ 7 歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、客室の浴室を除く。</p>																	
共同用の浴室（「共同浴室」）	客室に付属している浴室（「客室の浴室」）																									
適当な広さを有する脱衣室が付設されていること。	-																									
循環させている浴槽水を使用する浴槽は、循環させている浴槽水を浴槽の底部に近い箇所で供給する構造であること。	-																									
-	浴槽は、循環させている浴槽水を使用しない構造であること。																									
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置場所が学校等（※）の敷地（旅館業の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100 m の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことを遮ることができる設備を有すること。また、その設備が固定されていること。 ※設置場所による営業許可の制限を与える施設と同じもの 	<p><感染症拡大防止のための措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊者が感染性の疾病にかかっていることが明らかになったとき又はその疑いがあるときは、その使用した客室、寝具及び器具類を完全に消毒し、又は廃棄する等必要な措置を講じること。 従業員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）により就業が制限される感染症にかかったとき又はその疑いがあるときは、従事させる業務内容に留意すること。 																								

3 施設の利用基準

営業者は、営業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

- (1) 善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- (2) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

4 宿泊の拒否について

【法第5条、法施行規則第5条の6、市条例第10条】

営業者は、下記に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

【厚生労働省令で定める事項】

- ① 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
 - ② 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの
- (4) 宿泊施設に余裕がないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、泥酔者であって、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (6) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

5 宿泊者名簿について

【法第6条、法施行規則第4条の2】

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

【厚生労働省令で定めるところ】

宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。

【厚生労働省令で定める場所】

- ・ 旅館業の施設
- ・ 営業者の事務所

【厚生労働省令で定める事項】

宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる事項とする。

- ・ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- ・ その他都道府県知事が必要と認める事項

6 その他の法律による営業の制限

旅館業法の他、以下の法律による規制等にご注意ください。

項目	関係法令	担当課	連絡先
建築確認申請	建築基準法	住宅都市みどり局 建築審査課	092-711-4577
用途地域による建築物の用途制限	建築基準法	住宅都市みどり局 都市計画課	092-711-4388
消防設備	消防法	消防局 各区消防署 予防課	(東) 092-683-0119 (博多) 092-475-0119 (中央) 092-762-0119 (南) 092-541-0219 (城南) 092-863-8119 (早良) 092-821-0245 (西) 092-806-0642
風俗営業法該当の有無	風俗営業法	福岡県 各区所管警察署	(東) 092-643-0110 (博多) 092-412-0110 (中央) 092-734-0110 (南) 092-542-0110 (城南) 092-801-0110 (早良) 092-847-0110 (西) 092-805-0110
港湾地区内建築物等用途規制	港湾法	港湾空港局 港湾管理課	092-282-7118
下水道への排水	下水道法	道路下水道局 水質管理課	092-711-4512

保健医療局保健所地域衛生部各衛生課 環境係 連絡先

東衛生課 TEL 092-645-1112 FAX 092-645-1114

博多衛生課 TEL 092-419-1125 FAX 092-434-0007

中央衛生課 TEL 092-761-7351 FAX 092-761-8280

南衛生課 TEL 092-559-5161 FAX 092-559-5159

城南衛生課 TEL 092-831-4219 FAX 092-843-2662

早良衛生課 TEL 092-851-6602 FAX 092-822-5733

西衛生課 TEL 092-895-7094 FAX 092-891-9894

平成26年4月1日作成

平成28年4月1日改訂

平成28年12月1日改訂

平成30年6月15日改訂

令和2年4月1日改訂

令和3年7月1日改訂

令和7年4月1日改訂